

廃止基準がクリアされ 処分場が安全に廃止できる対策を

1. 生活環境保全上の支障の整理

2. 生活環境の保全上達成すべき目標

対象	現状	支障・支障のおそれ	達成すべき目標
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 西市道側平坦部に、許可品目でないドラム缶(総個数105個)一斗缶(69個)ポリタンク内容物が埋められていた。違法埋立廃棄物であり、他に不燃物、廃トレ、金属物等確認されている。 今までの調査で 廃棄物土の溶出・含有分析において、鉛(含有)テトラフロエチレン(溶出)、PCB(含有)、総水銀(含有)、フッ素、ホウ素(含有・溶出)、カドミウム(含有)、ダイオキシン類(含有)等が検出されている。 深掘箇所の是正工事の際、含有分析において高濃度(160~210 mg/kg)の鉛を検出。この5日分の掘削作業の廃棄物の総容量は約5000m³あり、処分場東側斜面の一部に子めて埋め戻されている。(雨水浸透などを出来るだけ排除できる構造を有した区域という説明あり。) 処分場西側の斜面は、県の指導する安定勾配と急勾配である。 上部平坦部と西市道側平坦部の廃棄物は覆土されていない。 廃プラスチック類が規定通りの大きさ(15cm以下)で処理されず、大きなゴミのものが目立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 安定4品目以外の有害物質が埋められていた事による支障 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物中に含まれる有害物質が溶出し、浸透水は安定型処分場の廃止基準(維持管理基準)を超過しており、この様な状態の浸透水がKS2層、KS3層の地下水汚染を起している。 ② 処分場西市道側斜面の崩壊による支障のおそれ <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の許可基準(1:1.6)より急勾配となっており、大雨などの条件下では斜面が崩壊して廃棄物が処分場に隣接する市道に流出する可能性がある。 ・ 又、崩壊部より有害ガスが湧出し周辺の住民に影響を及ぼすおそれがある。 ③ 廃棄物の飛散、流出による支障のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ① 安定4品目以外の有害物が埋められていた事により有害物質が溶出し、浸透水は安定型処分場の廃止基準(維持管理基準)に適合しない状態である。安定4品目以外の有害物を除去する。 ② 急勾配斜面を安定化させるように、適切な対策を講じる。 ③ 廃棄物の露出が同じ様に適切な対策を講じる。
浸透水	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒ素、総水銀、鉛、カドミウム、ホウ素、フッ素、ダイオキシン類、PCB、COD、BODが安定型処分場の廃止基準(維持管理基準)を超過して検出されている。 ・ ベンゼンが検出されている。(基準以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 安定型処分場の廃止基準(維持管理基準)に適合しない浸透水による支障 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物中の浸透水はKS2層へ流入、又はKS3層へ浸透通過して、KS2層、KS3層の地下水を汚染している。 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 安定型処分場の浸透水の廃止基準(維持管理基準)に適合するように対策を講じる。 ・ 浸透水の基準を超過している有害物質を除去する。
地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・ シ-1-2-ジクロロエチレン、ヒ素、フッ素、総水銀、鉛、ホウ素、ダイオキシン類が安定型処分場の廃止基準(地下水環境基準)を超過して検出されている。 ・ 滋賀県及び栗東市は「井戸水を飲用には供しないように」と新聞、広報等に発表された。井戸水を飲用に使用出来なくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 地下水汚染による支障、地下水汚染の拡散による支障のおそれ <ul style="list-style-type: none"> ・ 井戸水を飲用に使用しない状態にある。 ・ 廃棄物に起因するKS2層の地下水汚染は、地下水の流下により周辺に更に拡散し、下流側の利水に影響を及ぼすおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 安定型処分場の地下水の廃止基準(維持管理基準)に適合するように対策を講じる。 ・ 又、周辺地下水の水質が環境基準以下と同等様に適切な対策を講じる。

対象	現状	支障、支障のおそれ	達成可能な目標
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 県と市が実施しているRD処分場敷地境界での(ガス簡易測定器での)継続監視測定では、硫化水素は検出されていない。 (しかし、今までに行ったガス調査(吸引ガス分析、GC-MS)で、メタン、塩化ビニルモノマー、ベンゼン、スチレン、硫化水素等の有害ガスが検出されている。 今回の追加調査では、検知管とガスの簡易測定器を使い、廃棄物中(地中)で、メタン、硫化水素、アモニア等のガスが生成されていることが確認された。 地中温度が高い。 	<p>⑥ 処分場内で硫化水素等ガスが発生していることによる支障のおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ボーリング孔内のガス調査では、有害ガスが検出されている。廃棄物層の地中温度も高温であり、今回の追加調査で、硫化水素等の有害ガスは依然生成されていることが確認された。 西市道側法面の崩壊時に崩壊部から有害ガスが地表に湧出するように、万一の有害ガスが噴出、放散した場合、隣接する団地の住民に、健康被害を生ずるおそれがある。 	<p>⑥ 処分場内で発生する硫化水素等ガスが噴出または放散することにより、悪臭等の支障を生じることがあることから、有害ガスの放散防止と発生抑制の為に適切な対策を講じる。</p>
焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> 追加調査により、2基の焼却炉のうち南側焼却炉は、火室突内の付着物質等について、特別管理産業廃棄物の判定基準を著しく上回るダイオキシン類が確認された。(3900 ng-TEQ/g) 東側焼却炉の燃焼炉下部の付着物は、1200 pg-TEQ/gのダイオキシン類が確認された。 過去、焼却炉の運転時には、ばいじん等が飛散し、苦情報告があった。 焼却炉の運転時、周辺の松枯木がひどいのが運転が休止して約1年後、枯木に松から新芽が伸びた。 特に南側焼却炉の老朽化がひどい状態である。震災による損壊が懸念される。 	<p>⑦ 焼却炉の老朽化、炉内の焼却灰等の飛散による支障のおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> 南側焼却炉の火室突内の付着物は3900 ng-TEQ/gのダイオキシン類が確認された。また、南側焼却炉における老朽化に伴う損壊の程度も考慮すると当該付着物が飛散し、RD処分場外に排出された場合、近隣の人の健康に影響を及ぼす可能性がある。 東側焼却炉は特別管理産業廃棄物の判定基準を下回る結果とされているが、燃焼炉下部の付着物は1200 pg-TEQ/gあり、これが飛散した場合、やはり近隣の人の健康に影響を及ぼす可能性がある。 老朽化した焼却炉と両焼却炉内にある付着物等は、RD処分場の周辺において、生路環境保全上の支障を生じることがある。 	<p>⑦ 炉内のダイオキシン類を含む焼却灰は炉の損壊・老朽化に伴い、飛散して健康被害を生じることがあることから老朽化した焼却炉の解体撤去を含めた適切な対策を講じる。</p>